

広島県公安委員会告示第 29 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 30 年 4 月 16 日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
8P0012	平成 30 年 3 月 26 日から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	CR シャカリーナ VV	マルホン工業株式会社 代表取締役 菅原 正巳 (愛知県春日井市桃山町一 丁目 127 番地)	左同